

第九十二回  
帝國議會  
貴族院

# 統計法案特別委員會會議事速記録第一號

付託議案  
○統計法案

委員氏名

- 委員長 伯耆宗 武志君
- 副委員長 男爵紀 俊忠君
- 男爵東郷 彪君
- 子爵柳澤 光治君
- 子爵田中 靈君
- 子爵齋藤 齋君
- 荒川 文六君
- 男爵肝付 兼英君
- 男爵松本 鼎一君
- 飯沼 一省君
- 松尾 國松君
- 塩田 團平君
- 名古屋三吉君
- 栗栖 越夫君
- 長島 銀藏君

昭和二十二年三月一日(土曜日)午前  
十時十五分開會

○委員長(伯耆宗武志君) 是より會議を開きます、提出されました統計法案に付きまして政府の御説明を伺ひたいと思ひます

○政府委員(入江俊郎君) 只今より御審議を煩ひます統計法案に付きまして大要を御説明申し上げます、此の法案は昨年八月に内閣に設けました統計制度改善に關する委員の答申の趣旨に基きまして、内閣の統計委員会で研究を重ねました結果、我が國統計の基本法として立案を致したものであります、正確な統計を整備し、統計制度の改善を圖ることの必要性に付きまして

は、茲に改めて申上げる迄もないことであり、新日本建設の途上に於きまして萬般の施策を行ひますには、政府及び國民が共に正確な科學的統計資料を豊富に持つことが絶対に必要であり、又聯合國の管理政策に協力し、更に進んでは我が國情の實際に關しまして、廣く世界の諸國民の理解と信頼とを深める爲に、正確な資料を提供するの必要があらざるを得ず、本法は實に是等緊要の要請に應ずるが爲の立法に外ならず、計の體系を整備し、及び統計制度の改善を圖ることが、本法の目的であります、其の目的を達するに於て、以下申上げますやうな各種の事柄を其の主な内容として規定致したのであります、先づ二條、三條の關係でございますが、政府若しくは公共團體が自ら作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計の中で、特に我が國の統計體系に於きまして、重要な地位を占める統計を指定致しまして、之を指定統計と名付け、其の實施に關し必要な諸規定を整備致したのであります、二條及三條が此の指定統計に關する基本的の規定でありまして、其の外の條項にも指定統計に關する各種の事項が定めてございまして、又國勢調査に付きましては、其の重要性に顧みまして、第四條に於て特に之に關する一條を設けてあります、

次に指定統計以外の一般統計に付きましては、之を行ふ場合には調査實施者から統計委員會に届出を要することと致して居ります、第八條に其の規定がございまして、そこで所謂それ等の一般統計の中で政府又は公共團體が作成する統計に付きましては、先き申しました指定統計との重複を除き又は其の内容を適切なるものたらしめる爲に、統計委員會に於て必要なる措置をすることを認めました、尙民間の一般の統計調査に付きましては、其の自由なる實施を期待する意味に於きまして、前に述べました統計委員會の届出以外には特別な制限は設けてありませぬ、第八條、第九條等が今申上げました規定であります、更に此の法律を施行し、統計及び統計制度の整備改善を圖る爲、統計委員會をして、之に關する事務を行はしめることと致しまして、之に關する規定を設けたのであります、第六條乃至第九條其の外の規定が此の統計委員會に關する規定となつて居るのであります、此の統計委員會と申しますのは統計制度改善に關する委員會の答申に基きまして、昨年十二月に勅令に依つて内閣に設けられまして行政機關でありまして、目下現に統計に關する企畫及び總括の事務に當つて居るのであります、本法の制定に依りまして茲に明確に法律上の根據を有するものとなる譯であります、即ち統計委員會は此の法律の目的とする統計の改善、發達を圖ります爲に、總ての指定統計調査を統一的に審査致しま

して、之に承認を與へて實施せしめ、又は之を變更若しくは中止すると云ふやうな權限を持ち、更に政府各機關及び公共團體の指定統計調査の事務を監査致しまして、其の改善を圖ると云ふ風な趣旨の權限を有することとなつて居るのであります、次に統計の眞實性を確保致します爲には指定統計調査に對して、國民が眞實に申告する必要があり、又それを同時に其の申告内容を成す申告者の秘密に付きましては十分の之を保護しなければならぬ、仍て指定統計調査に付きましては第五條で申告義務を定め、又第十四條及び第十五條に於きまして秘密保護に關する規定を設け、尙申告の義務を課せられた者が其の義務に違背し、又は調査に従事する者が申告者の秘密の保護に缺けるところのあるやうな場合に於ける罰則を第十八條及び第十九條でそれぞれ規定して居るのであります、又統計の眞實性を確保致します爲には、更に統計事務職員が其の職務を行ふに適當な資格を有する者であることを要し、又其の身分も保障する必要があるものであります、仍て第十條及び第十一條に於きまして、之に關する規定を設けてあるものであります、それから又調査の結果の公表に關する第十六條の規定がございまして、正確な統計は時機を失しないうちに速かに公表され、一般が之を利用して初めて其の効用を發揮するものでありますから、其の原則を規定致したのであります、此のことは、統計調査の結果を社會一般が自由に、逸

早く活かして使用して行くことが出来ると云ふばかりでなく、同時に統計に對する一般の批判を活潑に致しまして、其の改善を促すと共に、國民の統計に關する知識を普及せしめ、統計全般の發達を圖る上から申しましたも、結果の公表に關する此の規定は適當の事柄であるかと考へて居るのであります、更に指定統計調査の爲に、公共團體の支出致しました經費は、國の重要な統計の整備の爲に費やされるものでありますから、第十七條に於きまして經費補助の規定を設け、其の全部又は一部を國庫より補助する原則を規定し、之に依りまして公共團體の行ふ統計調査の實施に遺憾なきを期することと致したのであります、最後に、本法は之を統計に關する基本法たらしむべく、現行の資源調査法、國勢調査に關する法律及び統計資料實地調査に關する法律等の中の色々な規定は之を取捨選擇致しまして、本法案の中に適當に織込みましたので、是等現行の諸法律は廢止することとし、之に關する規定を附則の中に設けてあるのであります、以上が本法案の内容の要點であります、詳細は更に御質問に依りまして御説明申し上げますことと致したいと存じます、何卒十分御審議の上御協賛あらむことを御願ひ申し上げます

○子爵齋藤君 大分資料を載せて居りますが、又政府の方から詳細御説明をして戴ければ結構であります

○委員長(伯耆宗武志君) 齋藤子爵の御要求がありました、政府の方で御

提出になりました資料に付て御説明がございましたならば、此の際御伺ひ致したいと思ひます

○政府委員(美濃部亮吉君) それでは簡単に御手許に差上げました資料に付て御説明申上げます、只今政府側から説明致しましたやうに、此の統計法案の目標と申します、其の最も大きい目的は、日本の統計を、第一には眞實性を確保することに依つて、第二には其の體系を整備することに依つて、それから第三には、今迄のやうに、秘密にされて居た弊害を除いて、有らゆる統計を公表して、さうして國民の批判に俟つと云ふ原則を確立することに依つて、日本の統計の水準を出来るだけ早く世界的水準に高めようと云ふ目的を持つものでございます、それで只今御聴きになりましたやうに、斯う云ふ日本の統計の水準を上げる爲に、中心となつて働く機關として、統計委員會が出来上つて居る譯なのでございませうが、此の統計委員會が、それでありませうからして、非常に重要な役割を演じなければならぬことになつて居ります、そこで此の統計委員會の大體設置迄の経緯、それから其の構成を簡単に御手許に差上げました資料に付て述べますと、「統計委員會設置経過」と云ふのを差上げてございませう、是は御讀みになりますれば御分りになることで、改めて御説明申上げることございませぬが、抑々此の統計委員會を、其の前にちよつと申上げて置きたいことは、大體此の統計委員會を中心とする統計の整備改善と云ふアイデアは、大體アメリカの組織を本手にして考へたものでございませう、アメリカに於てはバヂネット・ビュローの中に入り

ヴァンジョン・オブ・スタティスティクス・スタンダード(統計標準部)と云ふものが設けられました、約五十人位のエキスパートを使つて、さうしてアメリカの國內の統計の、主として體系の整備改善を圖つて居る譯でございませう、稍々之に類似した考からして、統計委員會と云ふものを作りまして、之を中心にして日本の統計制度を改善發達して行かうと云ふ考から、昨年の七月十九日に、統計制度の改善に關する委員會の設置の件が閣議の了解を得まして、さうして八月二十四日に、此の改善に關する準備委員會みたいなものが第一回の總會を開いた譯でございませう、さうして此の統計制度改善に關する委員會の決議と致しまして、同じ其の綴りの中の八枚目に、委員長の大内兵衛氏の名前に依りまして、統計制度改善に關する件を答申致しまして、さうして此の答申案に於て、大體に於て今申上げましたやうな統計委員會を中心とする日本の統計制度の改善に關する意見が述べられたのでございませう、此の答申案を基礎と致しまして、昨年の十二月二十八日に統計委員會が出来上りまして發足するやうになつた譯でございませう、それで其の次に一枚になつて居ります統計委員會委員と云ふ表がございませう、現在の所は定員数が十名になつて居りまして、其の十名の委員の顔觸れはそこに掲げて居りますやうに、經濟安定本部第一部長の橋井氏、東京帝國大學教授大内兵衛氏、是は此處には内閣統計局長と書いてありますが、其の後内閣統計局長が變更致しましたから、前内閣統計局長である川島氏、それから九州帝國大學教授の高橋正雄氏、東京産業大學教授

の中山伊知郎氏、大藏省主計局長の野田氏、東京帝國大學教授近藤氏、同じく有澤氏、此處では毎日新聞社論説委員になつて居りますが、現在は統計委員會事務局長になつて居ります美濃部と、それから此處では横濱專門學校教授になつて居りますが、現在は内閣統計局長に就任して居ります森田氏、此の十名が現在統計委員會の委員として活動して居る譯でございませう、此の顔觸れを御覽になりまして、どなたからも御質問を戴きますことは、斯う云ふ風に大學のフロンツサーを中心とすることは勿論宜いけれども、其の外に實際の金融界なり、或は經濟界なりで活動して居られるやうな方々も入れたら宜いのではないかと云ふ御話を能く伺ひますので、私達も勿論其の積りで居ります、唯現在の所は發足の當初でございまして、統計制度或は統計法、さう云ふ理論的な基礎と申しますか、統計制度の改善發達に關する理論的な基礎を固めるのが第一の任務になつて居りましたので、どうしても人選が斯う云ふ風な理論的の水準の高い方を中心として作られるやうになつたのだと思ひますが、勿論今後さう云ふものの基礎の上に統計委員會の活動が活潑になつて参りますに従つて、實際の面に従事して居られる方々も、當然委員の中に入れて行かなければならぬものであると云ふ風に私達も考へて居る譯でございませう、それで又どなたからも御質問戴きますことは、此の統計委員會と、それから内閣統計局とはどう云ふ關係にあるのかと云ふ問題でございませう、統計局と統計委員會と、同じやうな仕事をする役所が二重になるのではないかと云ふ御疑念がど

なたも御考へになることらしいやうに思はれますが、一言で申上げますれば、統計局は、將來はセンサス、詰り全國に於て一齊に行ふ悉皆調査とでも申しますか、センサスに基く統計を作成する作業廳にして行かう、現在もさうでありませうが、向ふのスキヤップ側の意向も其の通りでございまして、私達の貫つて居りますメモランダムに於きまして、此のセンサス的な調査を、將來は漸次擴張して行かなければならぬ、單に今迄行つて居りますポピュレーション・センサス即ち人口調査、國勢調査のみならず、農業に關するセンサス、工業に關するセンサス、經營に關するセンサス、労働に關するセンサス、さう云ふ風な全國的な一齊調査、之を廣汎に行つて行かなければならぬ、さうして斯う云ふ風な全國的な一齊調査であるセンサスは、統計局に於て之を行ふのが適當であると考へると云ふのが、大體スキヤップ側の意見でございませう、是は誠に正しい見解であつて、斯う云ふ大仕掛けな一齊調査は、どうしても十分なる人手と機械設備と、其の他熟練した色々な組織、機能を持つて居らなければならませぬのでありますからして、斯う云ふことを各省に於てばら／＼に行ひますことは、費用の點から言つても、人手の上から言つても非合理的であります、統計局に之を集中させますことは、誠に理論的に正しいと云ふ風に私達も考へて居ります、現在は統計局はポピュレーション・センサスである國勢調査、それからそれに對してスキヤップ側の命令に依つて行ひます労働に關する諸統計、消費者價格の統計、生計費の統計、さう云ふものを取つて居

りますが、將來は今申しましたやうに、段々其の範圍は擴張致しますが、併し何れに致しまして、統計局と云ふものは統計を取る、それもセンサス的な統計をとります作業廳である云ふ性格を持つて居る譯でございませう、それに對しまして統計委員會は、自身が何等の統計を取らないものでございまして、其の職務の中心は日本の統計を全面的に審査監督致しまして、統計を整備し、眞實性を確保し、さうして其の水準を高めて行かうと云ふ一つの、まあ何と申しますか、監督機關であり、謂はば統計に關する法制局にも類似した機能を持つものでございませう、其の點に於て統計局とは非常に性質を異にして居るものでございませう、更に將來占領軍が撤退致しますればさう云ふ問題もなくありますでございませうが、現在の所は統計に付きましてもスキヤップは色々な註文と色々な問題を投げかけて居りますので、出来るだけ統計委員會を通じて國內の統計に關する問題は一本に纏めて、さうしてスキヤップのリサーチ・アンド・スタティスティクス・ディビジョンとの交渉に當りたいと云ふ風に考へて居ります、スキヤップ側も其の點を了承致しまして、今の處まだ百パーセントとは申しませぬけれども、順次國內の統計に關する問題は統計委員會が纏めてスキヤップ側と交渉すると云ふ態勢が整へられつゝある譯でございませう、それで御手許に「統計委員會と統計局との關係」と云ふ資料を差上げてございませう、それには上の段に統計委員會の官制、下の段に内閣所屬部局及職員官制の抜抄、詰り統計局の官制でございませう、それを並べて書いて置

きました、これは併しながらまだ改正をしなければならぬので、現在其の間の手續中でございまして、實は統計法案が上程される迄にそれを完成したいと思つて努力したのでございまして、不幸にして其の運びに至りませぬで、元の儘でお目にかかるより仕方がなくなつたのであります、と申しますのは、元の官制に依りますと、第六條に「統計局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル」、第一項「行政各部統計ノ統一ニ關スル事項」、第二項「國際統計事務ニ關スル統制事項」、斯う云ふ風に定めてあります、このことは當然統計委員會の將來の職務になるものでございまして、中心としてどうしても改正する必要がありますので、同じ綴の後の方に改正案の比較を掲げて置きました、それに依りますと、内閣統計局の方には、第六條に「統計局に於ては左の事務を掌る」と云ふことになつて居りました、一人口統計其の他の基本的統計調査、二各廳又は其の他のもの委託を受けて行つた統計調査の實施又は集計、三統計年鑑「云々」と云ふ風に改正致しまして、今度は統計委員會の方に、第一條の第二項に「行政各部統計の統一に關する事項」、第三項に「國際統計事務に關する事項」と云ふものを移管すると云ふことに致して居るのでございまして、是は出来るだけ早い機會に實現して、今のやうな、正確に言へば矛盾した状態を早く是正したいと云ふ風に考へて居る次第でございまして、それから附屬法規と云ふものを差上げてございまして、さうして其の中でも重要な資源調査法の内容と國勢調査に關する

法律の内容と、それから統計資料實地調査に關する法律と、是だけ差上げてございまして、只今法制局長官から説明がありましたやうに、將來は此の統計法が統計に關する基本法になりまして、出来るだけ一本で統計の法的基礎としたいと云ふのが我々の念願なのでございまして、今迄はそこに掲げましたやうに色々な法律命令がございまして、其の色々な法律命令を基礎として各省がちり／＼ばら／＼に勝手氣儘に調査し、統計を取つて居りますので、非常に非難轟々と致しますやうな重複な調査も多くあり、従つて政府に對する報告書を書くのに何十人かの手間が要ると云ふことにもなつて來ますのでありますからして、そこを統計法一本を統計に關する基礎法とする、基本法とすると云ふことにしたいと考へて居ります、それでありまして、此の色々な此處に法律規則がございまして、是は何も統計に關するものだけではないと云ふので、此の全部を此の統計法の成立と共に廢めてしまふと云ふ譯には參りませぬので、廢めてしまふものは、此の資源調査法、戰爭中に出來まして非常に軍國主義的な色彩の強いと云つて非難されて居ります資源調査法と、國勢調査に關する法律と、それから統計資料實地調査に關する法律と、之を廢止致しまして、さうして統計法に出来るだけ早く乗り移るやうにしたいと云ふ風に考へて居ります、御質問を受けました時に當然もつと詳細な御説明に移ると思ひますが、之に關係致しまして現在色々な斯う云ふ廢止さるべき法規に依つて行つて居る調査に支障が來るのではないかと云ふ問題が起りますので、幸にして此の法案

の御協賛を得ることになりますならば、それ迄に出来るだけ早く乗り移るべきものは、此の統計法に乗り移らせまして、どうしても準備の間に合はなぬものは統計法の附屬法に於て規定してありますやうに、一應は今迄通りの法令が其の儘効力を失はず、當分の間は存續する譯になつて居りますからして、一應はさう云ふ過渡的な手段に依つて調査に支障がないやうに致しまして、さうして私達が最善の努力を拂つて、出来るだけ早い機會に統計法一本に乗り移らうと、斯う云ふ風に考へて居る次第でございまして、それでは是で御手許に差上げました資料の大體の御説明を終りました積りでございまして、其の資料等を十分御検討の上、十分御質問戴くことを御願ひ致します

○委員長(伯爵宗武志君) 御説明を戴きました、が大分大部な參考資料を戴いて居りますから、或は之を十分に研究致します爲に今日は是で終りました、次の機會に質疑を致しますか、又皆様の御意見を伺ひたいと思ひます

○長島銀藏君 是は矢張り御話の通りに資料を能く調査の上で、一兩日時間を御置き願つてやつた方が宜いのではないかと云ふか……

○子爵齋藤齊君 贊成

○委員長(伯爵宗武志君) それでは今日は是迄に致したいと思ひますが、尙此の際他に資料を御求めの方がありませんらば御申出願ひます、資料は是で十分でございませうか

○子爵齋藤齊君 ちよつと速記を止めて載ります

○委員長(伯爵宗武志君) 速記中止 (速記中止)

○委員長(伯爵宗武志君) 速記を始め……、別に御發言もないやうでありますから、今日は之にて散會致します、次回は明後日三月三日午前十時から開會致したいと思ひます

午前十時五十六分散會

出席者左の如し

委員長	伯爵宗	武志君
副委員長	男爵紀	俊忠君
委員	侯爵東郷	彪君
	子爵齋藤	齊君
	荒川	文六君
	男爵肝付	兼英君
	男爵松本	鼎一君
	飯沼	一省君
	長島	銀藏君

政府委員

法制局長官	入江	俊郎君
内閣事務官	美濃部	亮吉君

昭和二十二年三月二十四日印刷

昭和二十二年三月二十五日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局